

別記様式第10号

登 録 更 新 申 請 書

年 月 日

財団法人 神奈川県消防設備安全協会理事長 様
 事業者名
 申請者
 代表者名

印

財団法人神奈川県消防設備安全協会消防用設備等点検済表示制度運用規程第8条第2項の規定に基づき、登録の更新を申請します。

なお、登録更新後においても、消防用設備等点検済表示制度推進要綱及びこれに基づく関係規程等を遵守し、当該規程等に違反した場合には登録抹消等の処分を受けても何ら異議を申し立てないことを誓約いたします。

登録番号	14 - -		
事業所名	(フリガナ)		
代表者職氏名	(フリガナ)	担当者職氏名	(フリガナ)
事業者所在地	〒 () FAX ()		
点検する防火対象物の種類	1 第三者が所有する防火対象物		
	2 自己所有の防火対象物		
点検実施設備等の種類	別添2「点検を実施する消防用設備等の種類」のとおり		
消防設備士・消防設備点検資格者	別添3「消防設備士・消防設備点検資格者名簿」のとおり		
点検機器・工具保有状況	別添4「消防用設備等点検機器工具保有一覧表」のとおり		
経営規模等	営業年数	年 月 日から	
	資本金		
	従業員数 (代表者を含む。)		
	業務提携先	別添5「消防用設備等点検業務提携先一覧表」のとおり	
	市町村条例等に基づく届出	届出年月日	年 月 日
届出消防 (本部)署			
1 点検業務に係る 年間売上高	過去1年間総売上高実績	万円	
	今後1年間予想総売上高	万円	
経過欄	受付年月日	年 月 日	受付番号
	審査年月日	年 月 日	審査結果
	備考	適 ・ 否	

- 注1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 点検する防火対象物の種類の欄は、該当する番号に 印を付してください。
 3 1は、自ら点検をする防火対象物の関係者は、記入する必要はありません。
 4 申請者は、太枠内に必要事項を記入してください。

別記様式第2号(別添1)

点検を実施する消防用設備等の種類			
消防用設備等の区分		点検を実施する設備等	点検を実施している 防火対象物数
消火設備	消火器		
	屋内消火栓設備		
	スプリンクラー設備		
	水噴霧消火設備		
	泡消火設備		
	不活性ガス消火設備		
	ハロゲン化物消火設備		
	粉末消火設備		
	屋外消火栓設備		
	動力消防ポンプ設備		
警報設備	自動火災報知設備		
	ガス漏れ火災警報設備		
	漏電火災警報器		
	消防機関へ通報する火災報知設備		
	非常警報設備		
避難設備	避難器具		
	誘導灯及び誘導標識		
消防用水	消防用水		
消火活動上 必要な施設	排煙設備		
	連結散水設備		
	連結送水管(共同住宅用連結送水管)		
	非常コンセント設備(共同住宅用非常コンセント設備)		
	無線通信補助設備		
非常電源	専用受電		
	自家発		
	蓄電池		
	燃料電池		
総合操作盤			
パッケージ型消火設備			
パッケージ型自動消火設備			
共同住宅用スプリンクラー設備			
共同住宅用自動火災報知設備			
住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備			
特殊消防用設備等			

注1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 点検を実施する設備等の欄には、該当する箇所に 印を付してください。

3 点検を実施している防火対象物数の欄には、現に点検を実施している防火対象物数を記入してください。

賠償責任保険付保証明書

平成 年 月 日

様

保険会社名

支店長名

当社において、次表のとおり標記保険が付保されていることを証明いたします。

契約者	住所	〒		
	氏名			
被保険者 契約者と異なる場合	住所	〒		
	氏名			
保 険 の 種 類	消防設備等保守業者賠償責任保険 請負業者賠償責任保険 生産物賠償責任保険 受託者特別約款			
付 帯 特 約	業務修了後の賠償事故に伴う拡大損害が発生した場合の対象物自体の損害担保特約条項 人格権侵害担保特約条項 対物損壊を伴わない使用不能損害担保特約条項			
証 券 番 号				
て ん 補 限 度 額	担保危険	1 名につき	1 事故につき	期間中
	身体障害 共通てん補限度額	千円	千円	千円
	財物損壊		千円	千円
免 責 金 額	1 事故につき 千円			
保 険 期 間	年 月 日 時から			
	年 月 日 時まで			
取 扱 代 理 店				

保険の種類、担保危険は、該当する部分にレ点を入れてあります。

< ご注意 >

本付保証明書は、保険契約の存在することを証するものですが、保険証券を代替するものではありません。保険契約内容については、ご契約者様にお渡ししている保険証券及び保険の種類に応じた普通保険約款・特別約款・特約条項にしたがいます。

安全センター扱いの団体保険に加入されている事業所は、提出が不要です。

損害賠償責任保険は、次に掲げる条件を満たしていない場合、登録できませんのでご注意ください。

一事故及び年間総支払限度額（身体、財物の共通限度額）が、1億5千万円以上（エの場合にあつては、5百万円以上であること。）

前記の一事故及び年間総支払限度額には、次に掲げる保険が組み合わされていること。

ア 請負業者賠償責任保険・・・点検中に発生した事故で、第三者に損害を与えた場合に、その損害を補償するためのもの

イ 生産物賠償責任保険・・・点検終了後に、当該点検業務に起因して発生した事故で、第三者に損害を与えた場合に、その損害を補償するためのもの

ウ 受託者賠償責任保険（又は請負業者賠償責任保険の管理財物補償特約付き）・・・点検中に使用又は管理する点検業務請負先の財物（管理財物）に損害を与えた場合に、その損害を補償するためのもの

エ 事業活動包括担保特約

次のいずれにも該当する損害を補償するためのもの

(ア)点検終了後の点検対象物自体の損害（損害が他に拡大した場合に限る。）

(イ)人格権侵害による損害

(ウ)財物損壊を伴わない他人の財物の使用不能による損害

一事故の免責金額（自己負担額）が5万円以下であること。

保険期間が1年以上であること。ただし、保険期間が1年以上の団体保険に中途加入する場合は、この限りではない。